○総務省告示第二百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月十一日　総務大臣　林　芳正

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
浅田麻衣子	国民の声を政府に届ける会	（令和）七、一一、一
石原　伸晃	石原伸晃の会	七、一一、二七
上田　博和	上田博和後援会	七、一二、一二
浦野　仁	教育再生の会	七、一二、一五
金井　亨太	金井きょうた後援会	七、一二、一一
木島　康雄	木島会	七、七、二八
山東　昭子	五月会	七、七、二九
塩田　博昭	塩結会	七、七、二八
首藤　信彦	共和党	七、一一、二五
武見　敬三	敬人会	七、七、二八
中山　集	中山集後援会	七、一〇、二〇
新妻　秀規	ものづくり推進フォーラム	七、一一、七
白　眞勲	白・天馬の会	七、一一、三〇
林　潤	社会保障政策研究所	六、三、三一
森下　優太	久保優太後援会	七、一一、二七

○国土交通省告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十七第一項及び第四十八条の十九第一項第二号の規定に基づき、令和八年四月七日付けをもつて重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定したので、同法第四十八条の十七第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日　国土交通大臣　金子　恭之

重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件

重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件（令和七年度国土交通省告示第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

路線名	指定区間
一般国道一号	横浜市神奈川区青木町にある一般国道十五号との交点から同市西区桜木町にある一般国道十六号との交点まで及び保土ケ谷インターチェンジから大阪市北区梅田一丁目三番にある一般国道二号との交点まで（早川インターチェンジから石橋インターチェンジまで及び島田市佐夜鹿にある一般国道一号との交点から同市佐夜鹿にある静岡県道三百八十一号との交点を経て掛川市日坂にある一般国道一号との交点まで及び栗東湖南インターチェンジから栗東市上砥山にある滋賀県道百十七号川辺御園線の交点まで及び大津市瀬田にある滋賀県道二号大津能登川長浜線から同市石山寺にある滋賀県道百六号千町石山寺辺線の交点まで及び京都市伏見区横大路下三栖里ノ内にある京都市道百八十八号観月橋横大路線との交点から京都府久世郡久御山町佐山美ノケ藪にある京都府道宇治淀線との交点まで及び八幡市内里日向堂にある京都府道八幡木津線との交点から寝屋川北インターチェンジまで及び門真市宮前町にある一般国道百六十三号との交点から同市三ツ島にある大阪府道二号大阪中央環状線との交点まで及び守口出入口から大阪市北区梅田一丁目三番にある一般国道二号との交点までを除く。）
一般国道五号	函館市若松町にある一般国道二百七十八号及び一般国道二百七十九号との交点から札幌市中央区北一条東十一丁目にある一般国道十二号との交点まで及び仁木インターチェンジから余市インターチェンジまで（北海道虻田郡倶知安町北四条西一丁目にある一般国道二百七十六号との交点から余市郡仁木町東町十二丁目にある仁木町道一番線との交点までを除く。）
一般国道八号	新潟市中央区紫竹山にある一般国道七号と一般国道四十九号との交点から京都市下京区烏丸通五条下る大坂町にある一般国道一号との交点まで（彦根市下矢倉町字上川原九十四番一から同市佐和山町にある一般国道八号との交点までを除く。）
一般国道十七号	板橋区大和町にある東京都道環状七号線との交点から長岡市川崎町にある一般国道八号との交点及び渋川西インターチェンジから金井インターチェンジまで
一般国道二十一号	瑞浪市明世町山野内字西洞にある岐阜県道三百五十二号との交点から米原市中多良にある滋賀県道二百三十四号朝妻筑摩近江線との交点まで（岐阜県可児郡御嵩町御嵩字千ノ井にある一般国道二十一号との交点から同町中字高橋にある岐阜県道八十三号との交点を経て同町上恵土字浦畑にある一般国道二十一号との交点まで及び岐阜県不破郡垂井町字不帰にある一般国道二十一号との交点から同郡関ケ原町大字関ケ原字築田にある一般国道三百六十五号との交点までを除く。）
一般国道三十八号	滝川市本町一丁目にある一般国道十二号及び一般国道四百五十一号との交点から釧路市大川町一丁目にある北海道道二十五号との交点まで及び釧路西インターチェンジから釧路東インターチェンジまで（北海道十勝郡浦幌町共栄にある一般国道三百三十六号との交点から白糠郡白糠町白糠東一条南二丁目にある一般国道三百九十二号との交点までを除く。）
一般国道四十号	旭川市四条通六丁目にある一般国道十二号及び一般国道三十九号との交点から稚内市中央三丁目にある北海道道百六号との交点及び名寄インターチェンジから美深北インターチェンジ及び音威子府インターチェンジから北海道中川郡中川町字誉にある一般国道四十号との交点まで及び幌延インターチェンジから豊富北インターチェンジまで
一般国道四十四号	釧路東インターチェンジから釧路別保インターチェンジまで及び釧路市北大通六丁目にある一般国道三十八号との交点から根室市常盤町三丁目にある北海道道三十五号との交点まで
一般国道四十七号	大崎市古川字鹿島二百五十六番一にある一般国道四号及び一般国道百八号との交点から酒田市東町二丁目一番二にある一般国道七号との交点まで及び利府ジャンクションから富谷市富谷字源内にある一般国道四号との交点まで